

新潟市地域包括ケア計画

新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

【概要版】



目次

1. 計画策定の趣旨	1	8. 日常生活圏域のあり方	8
2. 計画の性格・位置づけ	1	9. 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	8
3. 計画期間	2	10. 施策体系	9
4. 計画の推進体制	2	11. 施策の展開	10
5. 高齢化の現状	3	12. 被保険者数・要支援・要介護認定者数の見込み	17
6. 基本理念・基本方針	4	13. 介護保険施設などの基盤整備	18
7. 自分らしく安心して暮らせる健康長寿 社会の実現のための重点取組事項	5	14. 介護サービス量の見込み	20
		15. 介護保険事業費と第1号被保険者の保険料	21

1. 計画策定の趣旨

わが国においては、高齢化が急速に進んでおり、本市においても、過去に経験したことのない急激な人口減少、少子・超高齢社会を迎えています。今後も高齢化が進み、特に75歳以上の高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、高齢者やそのご家族に「安心」をお届けするため、第9期として令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする「新潟市地域包括ケア計画 [新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]」を策定しました。

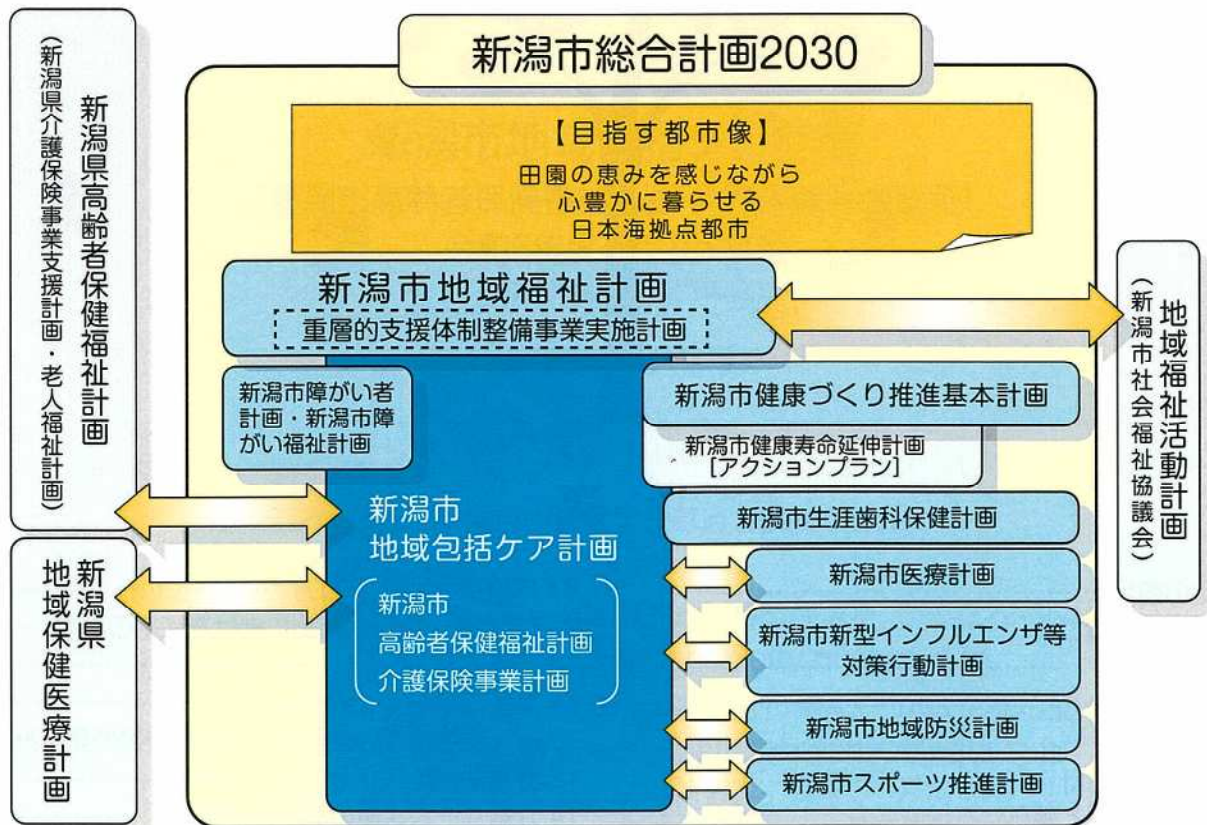
本計画は、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、介護サービス基盤の整備など、本市の高齢者施策について総合的かつ計画的に取り組むために策定するものであり、基本理念に「自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現」を掲げ、副題を「地域包括ケアシステムの深化・推進」としています。

高齢者が、住み慣れた地域で、人や社会とつながり、健康で生きがいを持って活躍し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、本計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて各種施策を推進します。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しており、第6期計画以降は「地域包括ケア計画」として位置づけられ、本市における高齢者保健福祉施策の基本的な方針を示すものです。

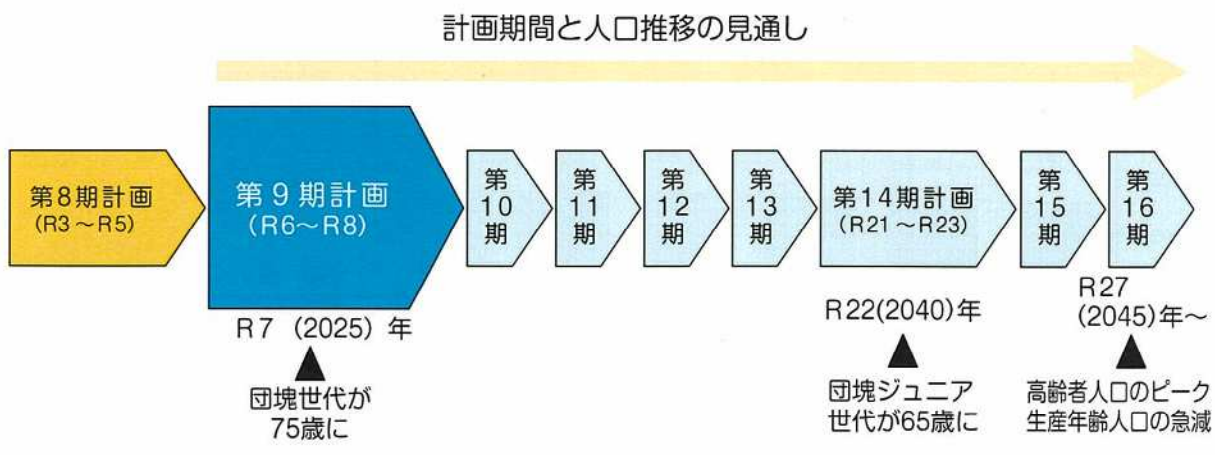
計画の策定にあたっては、「新潟市総合計画」、「新潟市地域福祉計画」を上位計画とし、「新潟市健康づくり推進基本計画」、「新潟市障がい者計画」、「新潟市医療計画」などの諸計画と調和を保つとともに、「新潟県高齢者保健福祉計画」、「新潟県地域保健医療計画」との整合性を図っています。



3. 計画期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、3年を1期とした計画期間とされており、第9期計画は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとなっています。

第9期計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎えます。その後も高齢者人口は増え続け、本市では令和27（2045）年にピークを迎えます。一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれており、中長期的な状況を見据えて、高齢者の自立支援と介護予防、要介護状態の重度化防止に向けた取組等を行っていきます。



4. 計画の推進体制

介護保険法においては、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するため、PDCAサイクルを活用して保険者機能を強化していくことが求められています。

本計画では毎年度、施策の実施状況および自立支援・重度化防止の目標達成状況について、データに基づく課題分析を行い、目標の達成状況を評価、公表するとともに、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、公募委員など外部委員で構成する委員会などへの報告を通じた計画の進捗管理を行います。

5. 高齢化の現状

(1) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、令和5（2023）年10月1日現在で234,564人、高齢化率30.3%となっており、着実に高齢化が進行しています。

また、将来推計では、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には235,592人、30.8%となり、その後は介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加し、現役世代が急減していくことが見込まれています。そして、令和27（2045）年には248,933人、38.4%と高齢化率がさらに高まるとともに、高齢者人口がピークに達する見込みです。

図 本市の高齢者人口と高齢化率などの将来推移



- ※ 各年10月1日現在。
- ※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」に実績値を踏まえた補正値を乗じた数値。

(2) 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、令和5（2023）年10月1日現在で46,443人と、近年はほぼ横ばいの状況となっています。また、高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合（認定率）についても、同様の傾向であり、同日現在で19.8%となっています。

図 本市の介護認定者と認定率の推移



- ※ 各年10月1日現在。第2号被保険者も含む。認定率は要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した割合。（第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者）。

6. 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

高齢者を取り巻く社会・経済情勢は厳しく、また刻々と変化していますが、本市が総合計画で掲げる政策「自分らしくいきいきと安心して心豊かに暮らせる地域共生社会の実現」を目指していくために、本計画においては以下の基本理念を中心に据え、今後3年間の高齢者福祉施策を進めていきます。

第9期計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎えます。その後も高齢者人口は増え続け、令和27（2045）年にピークを迎えます。一方で、生産年齢人口の急減による介護の担い手不足などが懸念されることから、高齢者が自分らしくずっと安心して健康に暮らせるまちとなるよう、こうした中長期的な状況を見据えて、各種施策に取り組みます。

また、国の基本指針において、地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤とされています。第9期計画においても、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じ、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

【基本理念】自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現 （地域包括ケアシステムの深化・推進）

高齢者が、住み慣れた地域で、人や社会とつながり、健康で生きがいを持って活躍し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまち「にいがた」を目指します。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向け、具体的な施策を定めていく必要があります。第9期計画の基本方針については、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことを踏まえ、これまでの「予防」、「生活支援」、「介護」、「医療」、「住まい」の5つのキーワードに、新たに「認知症施策の推進」を加え体系を分類し、各種施策を展開します。

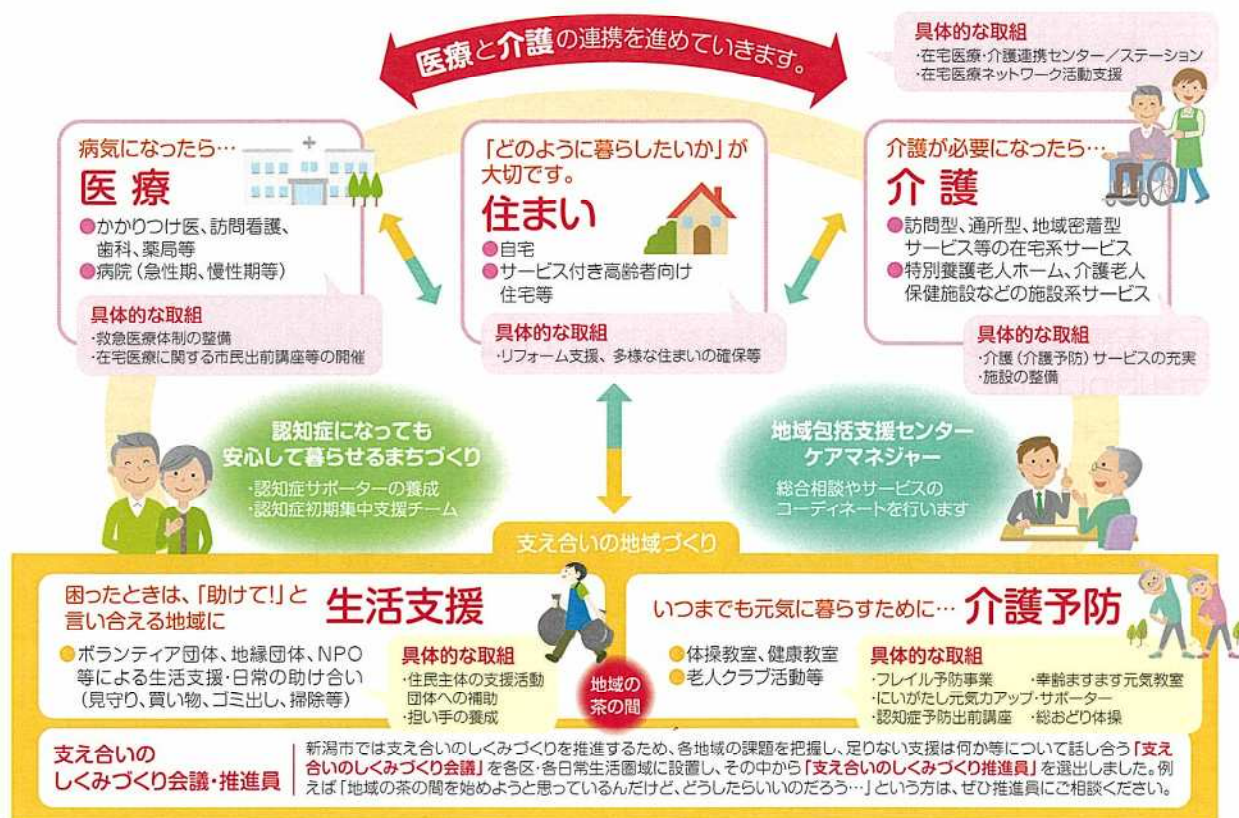
- 【基本方針】**
1. 介護予防・健康づくり、社会参加の推進【予防】
 2. 生活支援サービス等の充実【生活支援】
 3. 介護保険サービスの充実【介護】
 4. 在宅医療・介護連携の推進【医療】
 5. 住まい・施設の基盤整備の推進【住まい】
 6. 認知症施策の推進

7. 自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現のための重点取組事項

高齢者人口の増大や単身高齢者世帯、認知症高齢者の増加などにより、医療や介護ニーズ、日常生活支援に対するニーズがさらに増加する一方、現役世代の人口が減少し、担い手の不足が見込まれるため、地域においてより効果的で効率的に高齢者を支える仕組みが必要です。

こうした状況は、高齢者人口がピークを迎える令和27（2045）年に向けてさらに加速していくことから、地域全体で高齢者を支える仕組み「地域包括ケアシステム」を深化・推進させるとともに、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らせる健康長寿社会を実現していくため、以下の事項に重点的に取り組みます。

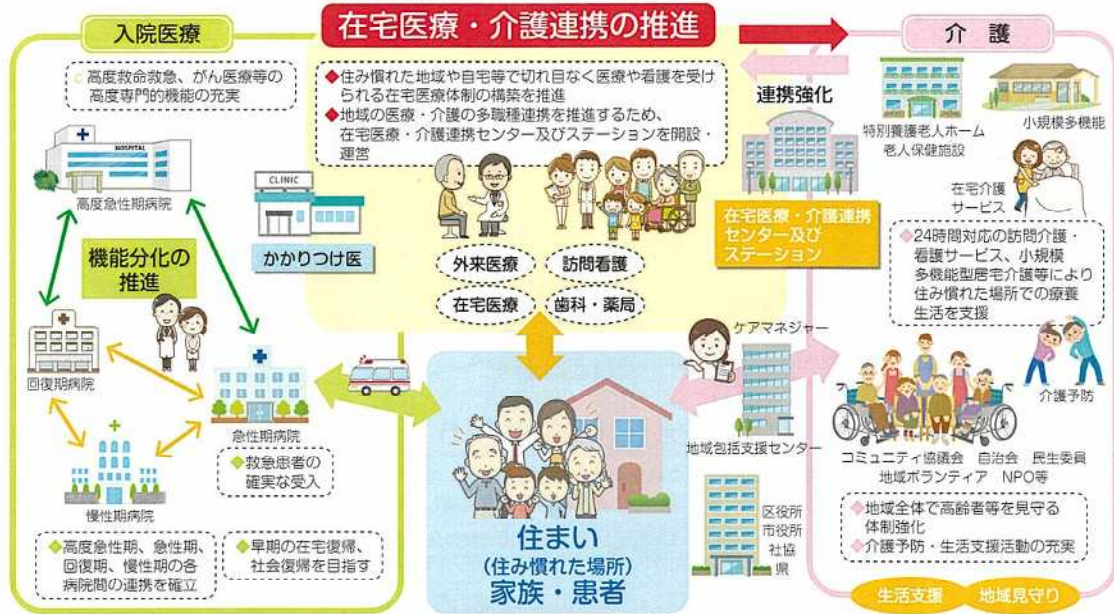
- (1) 支え合いのしくみづくりの推進
- (2) 介護人材確保の取組の強化
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 認知症施策の推進



(3) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護のニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等さまざまな局面において、地域における在宅医療や介護の提供に携わる関係者が連携し、切れ目なく一体的に支援できる体制構築に向けた取組を推進していきます。

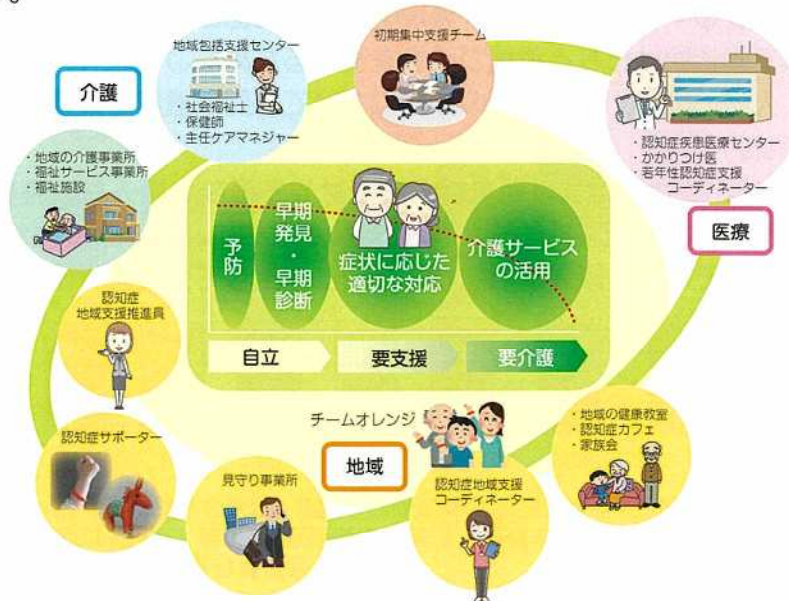
また、在宅医療を担う医師や看護師などの人材確保や、人生の最終段階における医療、看取り等への市民の理解を深めるための普及啓発をさらに強化して取り組みます。



(4) 認知症施策の推進

急速な高齢化に伴い、認知症の人は年々増加していることから、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の構築は、今後ますます重要となってきます。

国においては、認知症の人を含めた国民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現を推進することを目的として、認知症基本法を制定しました。今後は、同法の内容や今後示される国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、「正しい知識と理解の普及」、「予防・社会参加」、「医療・介護連携による切れ目のない支援」、「認知症に理解ある共生社会の実現」といった施策を推進し、共生社会の実現を図ります。



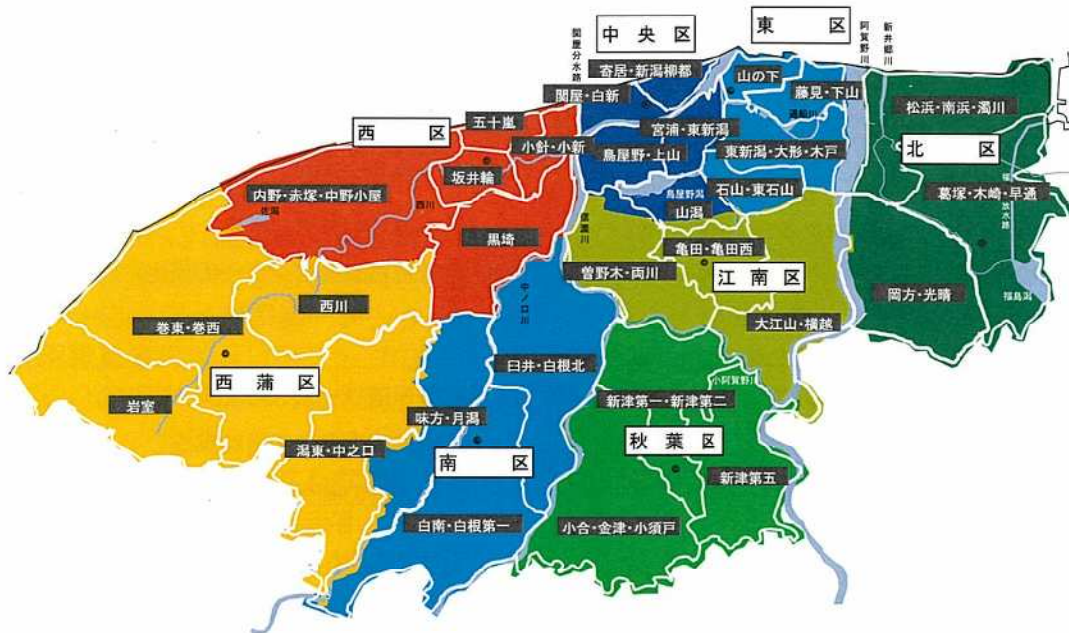
8. 日常生活圏域のあり方

日常生活圏域は、人口、交通事情等の社会的条件や地理的条件、介護サービスを提供する施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、地域の実情に応じて定めるものです。

本市では、単一または複数の中学校区を基本として30の日常生活圏域を設定し、この圏域を単位として、地域密着型サービスなどの基盤整備を行うほか、地域包括支援センターを設置し、高齢者への支援を行っています。

今後、高齢者人口が増加する圏域においてもきめ細かな支援が行われるよう、地域の状況を踏まえ支援体制を構築していきます。

図 本市の日常生活圏域



9. 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

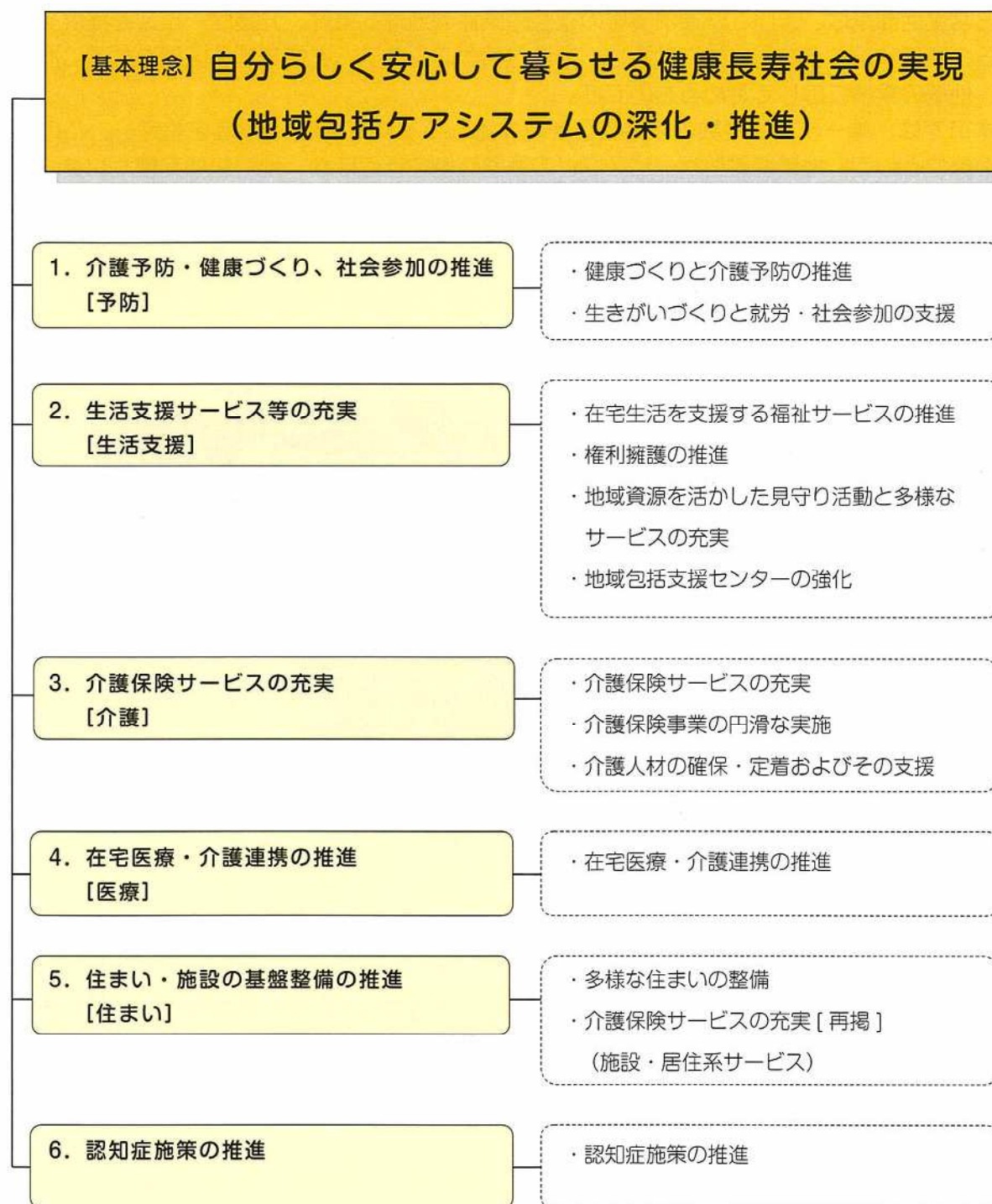
介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止を理念としています。

第9期計画では、65歳以上の高齢者の要支援・要介護認定率を、過去の実績に基づく計画値未満となることを目標に、地域の実情に応じた予防や重度化防止につながる様々な施策に取り組み、高齢者の健康寿命の延伸と、自立支援・重度化防止を推進していきます。

高齢者の自立支援や重度化防止の取組みに関する目標値		
～高齢者の要支援・要介護認定率～		
R6	R7	R8
19.8% を下回る	19.9% を下回る	20.2% を下回る

※各年10月1日時点の推計値。
認定率の詳細は「12. 被保険者数・要支援・要介護認定者数の見込み」参照。

10. 施策体系



11. 施策の展開

1. 介護予防・健康づくり、社会参加の推進 [予防]

(1) 健康づくりと介護予防の推進

健康と要介護状態の間であるフレイルを予防するため、引き続きフレイルチェックに取り組みとともに、参加者の増加につなげるためフレイルチェックを実施する日常生活圏を順次拡大し、すべての圏域での実施を目指します。

また、地域のボランティアの協力を得て、関係機関と連携しながら介護予防に取り組み、ボランティア自らの介護予防にもつなげます。

地域の茶の間は高齢者の介護予防にも有効であることから、引き続き地域の茶の間の取組を推進するとともに、リハビリテーション専門職との連携や高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施にも取り組みながら、地域の茶の間利用者への介護予防や健康増進などの普及啓発に努めます。

高齢者が自らの健康状態を認識し、健康づくりや介護予防の知識を習得するとともに、介護予防の取組を行うことができるよう、健康教育を推進します。

健康づくりや介護予防は高齢者になる前の段階から取り組むことが大切であることから、関係する本市の各種計画とも連携を図ります。

【関連事業】

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ○フレイル予防事業 | ○総おどり体操事業 |
| ○介護支援ボランティア事業 | ○介護予防訪問指導事業 |
| ○介護予防把握事業 | ○特定健康診査・特定保健指導 |
| ○運動器・口腔・認知機能向上・栄養改善のための教室 | ○オーラルフレイル予防事業 |
| ○地域の茶の間への支援 | ○介護予防普及啓発事業 |
| ○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施 | ○介護予防・生活支援サービスの充実 |

(2) 生きがいづくりと就労・社会参加の支援

総おどり体操は自宅で参加できるオンライン講習会の周知に努め、これまで外出困難などの理由により講習会へ参加できなかった高齢者の健康づくりや介護予防を推進するとともに、講師養成講座で指導者ライセンスを修得した高齢者を派遣する講師派遣事業を積極的に広報し、地域の主体的な健康づくりを支援します。

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織ですが、会員数が減少傾向にあることから、会員確保や活動における課題を整理し、活動の活性化に向けた仕組みづくりを支援します。

老人福祉センターや老人憩の家は、利用者の減少や施設の老朽化が進んでいることから、施設の有効利用を図りながら、周辺公共施設との集約化、複合化の検討を進めていきます。

今後進展していく少子・超高齢社会において、労働力人口の減少が見込まれることから、高齢者の就労促進、労働力としての拡大が求められています。多様な就業機会の提供を通じて高齢者の生きがいづくりや社会参加に資するシルバー人材センターの存在や役割は、より一層重要性を増してくるものと考えられることから、引き続き適切な支援をしていきます。

【関連事業】

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ○総おどり体操事業 | ○介護支援ボランティア事業 |
| ○福祉バス運行事業 | ○地域の茶の間への支援 |
| ○全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団の派遣 | |

2. 生活支援サービス等の充実 [生活支援]

(1) 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

在宅生活を支援する各種福祉サービスについて、実際の利用状況や在宅介護実態調査の結果などを参考に、中長期的な観点から検討を行い、必要な見直しを行います。

また、支援を必要とする在宅高齢者や介護者を各種福祉サービスへ適切につなげるため、介護保険サービスガイドや市ホームページへの掲載だけでなく、他の媒体の活用も検討しながら周知に努めます。

【関連事業】

- | | |
|---------------|--------------|
| ○紙おむつ支給事業 | ○配食サービス事業 |
| ○訪問理美容サービス事業 | ○公衆浴場入浴券交付事業 |
| ○あんしん連絡システム事業 | ○敬老祝品贈呈事業 |
| ○住宅リフォーム助成事業 | ○家族介護教室事業 |

(2) 権利擁護の推進

高齢者虐待防止連絡協議会において関係機関の連携をより強化し、虐待防止に有効な手段や施策の具体的な検討を行います。

養介護施設の管理者などへの研修について、より実効性の高い研修となるよう研修後のアンケートなどを分析し内容の精査に努めます。

また、高齢者の権利擁護についての認識を一層深めてもらえるよう、高齢者虐待防止や成年後見制度および同利用支援事業、相談窓口である地域包括支援センターや成年後見支援センターなどについて、さまざまな媒体を活用し周知を図ります。

【関連事業】

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ○高齢者虐待防止連絡協議会の開催 | ○高齢者虐待防止のための啓発 |
| ○高齢者虐待防止相談員の配置 | ○日常生活自立支援事業への支援 |
| ○緊急一時保護施設の確保 | ○成年後見制度利用支援事業 |
| ○やむを得ない事由による措置 | ○地域包括支援センターにおける権利擁護業務 |
| ○在宅高齢者虐待防止担当職員に対する研修の実施 | ○成年後見支援センター |
| ○養介護施設従事者などに対する高齢者虐待防止研修の実施 | ○法人後見事業への支援 |

(3) 地域資源を活かした見守り活動と多様なサービスの充実

高齢者が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センター、地域住民、民間事業者等と連携し、身近な地域の見守り体制の整備を進めます。

高齢者の閉じこもり防止や生きがい創出のため、引き続き地域の茶の間の立ち上げや運営の支援に取り組みます。

高齢化の進展により生活支援ニーズの増加が見込まれることから、住民主体の生活支援団体の育成に取り組むとともに、支え合いのしくみづくり会議と支え合いのしくみづくり推進員が中心となって進める、住民主体で支え合い・助け合う地域づくりを支援します。

新たな担い手のすそ野を広げるため、介護の専門職以外の担い手養成に取り組みます。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、属性や世代を問わない包括的な支援体制（重層的支援体制）の整備を進め、地域共生社会の実現を目指します。

【関連事業】

- 配食サービス事業
- 民生委員児童委員活動
- 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業
- 地域での高齢者見守り事業
- 避難行動要支援者支援制度
- 地域の茶の間への支援
- 支え合いのしくみづくり会議・推進員
- 地域包括ケア推進モデルハウス
- 担い手の養成
- 介護予防・生活支援サービスの充実

(4) 地域包括支援センターの強化

地域の総合相談窓口として役割を果たしていくため、引き続き地域包括支援センターの周知に努めます。

地域包括支援センターでは高齢者やその家族の多分野にわたる相談に対し必要な支援を行っていますが、認知症やヤングケアラーなど属性や世代にかかわらず相談支援できるよう、関係機関と協働しながら体制づくりに取り組みます。

高齢者の自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの実施につなげるため、引き続き地域ケア会議の開催に取り組むとともに、ケアマネジメントの実践力を高めるため、個別ケア会議の開催で得られた地域包括支援センターの支援事例などの共有を図ります。

また、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象が拡大されることから、ケアプラン作成等が適切に行われるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携に努めます。

地域包括支援センターが地域の特性に合わせてきめ細かな支援活動ができるよう、その体制や担当圏域の見直しについて、圏域内の高齢者人口も参考としながら必要に応じて検討を進めます。

【関連事業】

- 地域包括支援センターの運営
- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア会議の開催
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

3. 介護保険サービスの充実 [介護]

(1) 介護保険サービスの充実

地域包括ケアシステムにおける「住まい」と「介護」の役割を担う特定施設入居者生活介護については、新たなサービス提供拠点の確保を推進します。住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅についても、介護が必要な方の住まいとしての役割が期待されていることから、特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設への移行を推進するとともに、適正な運営が行われるよう、指導を継続していきます。

地域密着型サービスは、地域の中重度の要介護認定者や認知症高齢者を支える重要なサービス基盤であることから、今後も計画的に整備を進めます。

また、地域で医療・介護が受けられるよう、介護と看護の機能を有するサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の更なる普及を図ります。

施設サービスは、入所が必要な重度の入所申込者を解消するため、地域密着型によるきめ細かな施設整備に加え、既存の特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護（ショートステイ）の特別養護老人ホームへの転換整備を進め、在宅での介護が困難な方への支援を図ります。

訪問リハビリテーションの更なる普及や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実に向け、必要な情報提供や相談対応を通して、居宅介護者の支援を図ります。

【関連事業】

○訪問介護、通所介護などの介護保険の各サービス

(2) 介護保険事業の円滑な実施

①介護給付適正化と介護サービスの質の確保

限られた資源を効率的、効果的に活用するために、引き続き、介護給付適正化事業の柱である3つの事業（①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査、③医療情報との突合・縦覧点検）に取り組むとともに、介護相談員の派遣や専門研修の情報提供等を行うことで、介護サービスの質の向上に努めます。

②介護サービスの情報提供と介護保険制度の普及・啓発

介護保険制度の仕組みなどの情報を入手できる「介護保険サービスガイド」を引き続き作成・配布するとともに、本市ホームページや介護サービス情報公表システムを活用し、市内の介護サービス事業者情報（財務状況等を含む）など介護保険に関するさまざまな情報を発信することで、介護サービス利用者が適切な介護サービス事業者を効率的に選択できるよう支援します。

市や地域包括支援センターの窓口のほか「市報にいがた」や新聞折り込みチラシ、パンフレットなどの各種媒体を活用し、介護サービスの利用主体となる高齢者やその家族も含め、市民に広く介護保険制度の周知を行います。また、「市政さわやかトーク宅配便」による出前講座を実施し、身近な地域で介護保険制度の理念や仕組みを説明しながら、その普及・啓発に取り組めます。

③費用負担に対する配慮

市が独自に実施している保険料の低所得者への減免について、被保険者の実情に即した減免を引き続き実施していきます。

社会福祉法人等の事業者による利用者負担の軽減についても、国の制度に加え、引き続き、市独自で支援します。

④災害・感染症に対する備え

日頃から介護施設等と連携し、災害・感染症に対する備えを促すとともに、防災や感染防止対策など、国・県・庁内関係部局から得られる必要な情報を事業所へ提供します。

感染症について、介護施設等が業務継続計画に基づいて、介護サービスの提供を継続できるよう、県・保健所と連携して情報提供や研修を行い、感染対策の知識の習得、対応力の向上を図ります。

また、「新潟市地域防災計画」、「新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、庁内関係部局と連携して、市として事前の備えを充実します。

災害・感染症発生時には、上記計画に基づいて庁内担当部局と協力して対応するとともに、国や県と連携し、情報収集および情報提供に努めます。

【関連事業】

○介護相談員派遣事業
○指導監査との連携

○介護保険料の独自減免
○社会福祉法人等による利用者負担軽減

(3) 介護人材の確保・定着およびその支援

①介護の魅力発信

小学生・中学生・高校生などの若者に早くから介護という仕事に親しみを持ってもらうため、介護現場で活躍する職員による学校訪問などを通して、介護の魅力発信を引き続き実施していきます。

また、市民に対して介護の仕事への理解や魅力、やりがいを伝える取組として、デジタルサイネージやSNSでの情報発信や、介護福祉士養成校から介護業界へ就職する学生や優れた取組を行っている事業所と職員の表彰式を開催し、介護職場のイメージアップに取り組んでいきます。

②新たな介護人材や多様な介護人材の確保

労働力人口の減少が見込まれる中、学生や未経験者など新たな介護人材を確保するとともに、元気な高齢者や外国人など多様な人材の参入が必要になります。

介護の仕事に関心のある未経験者や、介護や看護の資格等を有しながら当該職業に従事していない方を対象にした介護施設見学会を実施するとともに、元気な高齢者によるボランティア活動の推進、外国人職員の受け入れ環境を整備するためのセミナーを実施し、多様な介護人材の確保を目指します。

③介護人材の定着支援

職員が長く介護職場で働き続けるためには、研修体制の充実や職員の負担軽減、介護現場の業務効率化など職場環境の改善が必要になります。専門研修や、新任介護職員向けフォローアップ研修、メンタルヘルス・ハラスメント対策セミナーを開催するほか、介護職員等のキャリアアップのための研修経費補助を引き続き実施し、働きやすい環境づくりの促進、職員の質の向上に繋がります。

さらに、介護ロボットやICTの導入による業務効率化での職場環境の改善事例集を作成し、事業所へ周知するなど、生産性向上の取組事例の情報共有を進めることで、介護人材の定着促進を図ります。

④国・県・関係機関との連携について

国・県と連携し、介護人材の確保・定着への支援を図るとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく~~介護ロボット・ICT導入支援事業~~をはじめとした介護人材確保対策事業の周知を行います。 **介護テクノロジー導入支援事業（介護ロボット、ICT導入支援）**

さらに、新潟市介護人材確保対策協議会を通じて、市内介護サービス事業者や介護福祉士養成校の代表者と現状・課題の抽出や対応策の可能性について協議し、一体となって介護人材確保・定着に取り組んでいきます。

【関連事業】

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○医療と介護の出前スクール | ○担い手の養成 |
| ○介護福祉士養成校の学生表彰事業 | ○介護職員などを対象とした専門研修 |
| ○介護施設見学会 | ○処遇改善加算取得等促進セミナー |
| ○外国人介護職員受け入れセミナー | ○介護職員等キャリアアップ支援事業 |
| ○介護支援ボランティア事業 | ○介護人材確保対策協議会 |

4. 在宅医療・介護連携の推進 [医療]

(1) 在宅医療・介護連携の推進

今後、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等のさまざまな局面において、地域における在宅医療や介護の提供に携わる関係者の連携を推進する体制の整備のため、庁内関係部署と各職能団体との連携により以下の取組を進めます。

在宅医療・介護連携センターと、市内11か所の在宅医療・介護連携ステーションを運営し、地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を関係機関と共有した上で、PDCAサイクルに沿った取組を推進していきます。また、推進に当たっては、看取りに関する取組や地域における認知症の方への対応力の強化を進めていきます。さらに、感染症発生時や災害時においても継続的なサービス提供を維持するため、地域における医療・介護の連携体制や対応についての検討を進めていきます。

併せて、市民に対して、医療や介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、高齢者と、高齢者を支える家族や勤労世代・学生など幅広い世代に向けて、的確に情報提供をするとともに、わかりやすく丁寧な説明を行っていきます。

高齢者が望む療養場所や医療・ケアについての意向が尊重されるよう、普段から治療やケア、人生最期の過ごし方に関する希望を家族、医療・ケアチーム等と話し合っておくことの大切さについて、市民だけでなく、支え手となる医療・介護専門職への理解と実践を促します。

在宅医療を担う人材確保については、新潟市医師会および新潟県看護協会等関係機関と協働し、訪問診療医や訪問看護師の確保・育成に努めます。

【関連事業】

○在宅医療・介護連携推進協議会	○ご当地連携研修会
○在宅医療・介護連携拠点の設置・運営	○医療と介護の市民講座、働く人のための医療・介護セミナー、医療と介護の出前スクール
○地域医療連携強化事業	
○地域看護連携強化事業	

5. 住まい・施設の基盤整備の推進【住まい】

(1) 多様な住まいの整備

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、介護が必要な方の住まいとしての役割が期待されていることから、引き続き適切な指導を行うとともに、新潟県との情報共有や連携を行うことで、質の確保に努めます。

リフォーム需要に対応するため、住宅リフォーム助成事業は適宜見直し、制度の持続可能性を高めていきます。

生活相談や安否確認を行うため市営の高齢者向け住宅（シルバーハウジング）に派遣している生活援助員に対し積極的に研修等に参加するよう促し、高齢者を支援する技術や能力を高めます。

【関連事業】

○住宅リフォーム助成事業	○高齢者住宅等安心確保事業
○住宅改修支援事業	○高齢者福祉施設における生活支援事業

(2) 介護保険サービスの充実（施設・居住系サービス）【再掲】

施設サービスは、入所が必要な重度の入所申込者を解消するため、地域密着型によるきめ細かな施設整備を推進するとともに、既存の特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護（ショートステイ）の特別養護老人ホームへの転換整備を進め、在宅での介護が困難な方への支援を図ります。

加えて、医療と介護の両方のニーズを有する慢性疾患等の方の増加に対応するため、介護老人保健施設から介護医療院への転換を進めます。

【関連事業】

○介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護 などの介護保険サービス

6. 認知症施策の推進

(1) 認知症施策の推進

①正しい知識と理解の普及

地域社会全体が認知症は誰もがなりうることや認知症の人との接し方など認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターの養成講座を引き続き開催するとともに、職域や学校へ働きかけ、認知症サポーターの養成を進めます。

②予防・社会参加

運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加などが認知症の発症予防や進行を遅らせることに効果があるとされていることから、早いうちから心掛けることを促し、認知症に限らず、全ての高齢者への予防活動を引き続き推進していきます。

一人一人が尊重され、認知症の人に合ったかたちで社会参加できる地域社会活動の活性化を図り、高齢者の閉じこもり防止や認知症予防を推進します。

③医療・介護連携による切れ目のない支援

認知症の人の在宅生活支援のため、市内関係医療機関とともに認知症の人の早期発見、早期診断、早期対応に取り組みます。

医療介護関係者等の人材育成のため認知症介護基礎研修などを実施し、在宅医療・介護連携を推進します。

④認知症に理解ある共生社会の実現

認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の人とその家族のニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みの整備を進めます。

認知症の人の日ごろの見守りや徘徊時の早期発見・早期保護を図るため、引き続き関係機関と協力し見守り体制の構築を進めるなど、認知症の人が自立し、安心して地域で暮らせる認知症バリアフリーの地域づくりを推進します。

若年性認知症の人が適切な支援を受けながら社会参加できるよう、若年性認知症支援コーディネーターや医療機関等と連携を図りながら相談・支援体制の充実を図ります。

【関連事業】

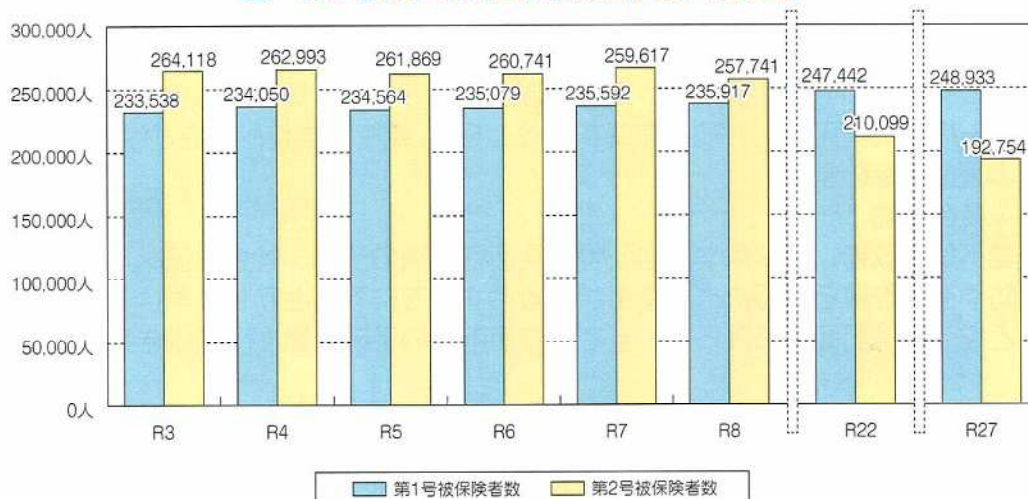
- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ○認知症サポーターの養成 | ○認知症疾患対策事業 |
| ○キャラバン・メイトの養成 | ○認知症地域支援・ケア向上事業 |
| ○市民向け講演会や出前講座の開催 | ○認知症地域支援コーディネーター配置事業 |
| ○認知症ケアパス「認知症安心ガイドブック」の作成 | ○認知症カフェや家族会への支援 |
| ○認知症予防出前講座 | ○認知症サポーターステップアップ講座 |
| ○フレイル予防事業 | ○グループホーム等整備推進事業 |
| ○認知症初期集中支援推進事業 | ○徘徊高齢者家族支援サービス事業 |
| ○医療・介護関係者を対象とした研修会の実施 | ○はいかいシルバー SOSネットワーク |
| ○認知症サポート医の養成 | ○若年性認知症支援コーディネーター配置事業 |
| | ○地域の茶の間への支援 |

12. 被保険者数・要支援・要介護認定者数の見込み

(1) 被保険者数の見込み

第1号被保険者は、今後も増加が続く見込みであり、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には235,592人、30.8%、令和22（2040）年には247,442人、36.4%に達する見込みです。その後も高齢化は進み、令和27（2045）年には248,933人、38.4%に達する見込みです。第2号被保険者は、緩やかに減少が続く見込みです。

図 第1号および第2号被保険者数の見込み



※ 各年10月1日現在。

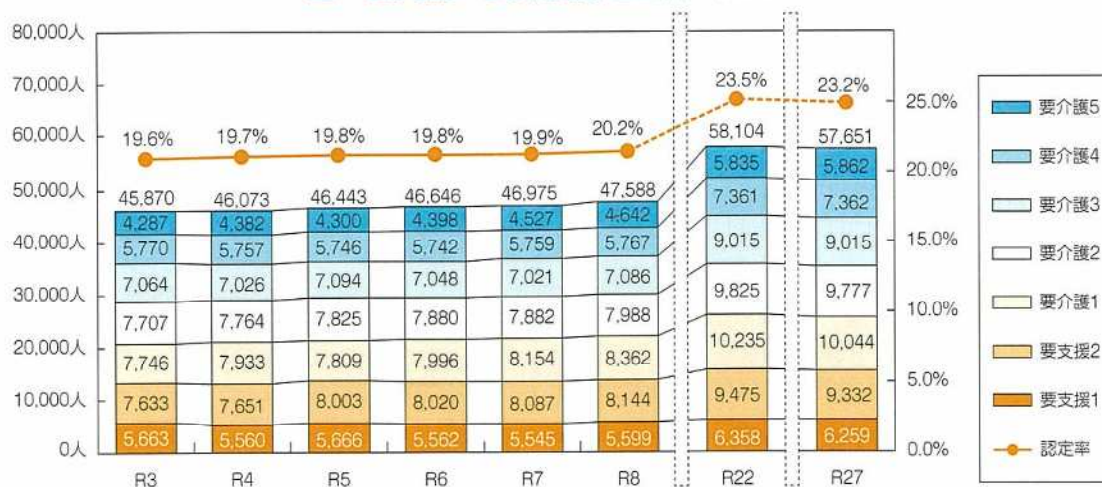
※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」に実績値を踏まえた補正値を乗じた数値。

※ 第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

(2) 要支援・要介護認定者数の見込み

高齢者人口の増加に伴い、第9期計画期間では、要支援・要介護認定者数は緩やかな増加が見込まれます。団塊ジュニア世代がすべて高齢者となる令和22（2040）年には58,104人、認定率は23.5%となり、また65歳以上の高齢者人口がピークに達する令和27（2045）年には57,651人、認定率は23.2%となる見込みです。

図 要支援・要介護認定者数の見込み



※ 各年10月1日現在。第2号被保険者も含む。認定率は要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した割合。（第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者）。

※ R3～R4年は実績値。R5～R27年は見込値。

13. 介護保険施設などの基盤整備

(1) 介護保険施設などの基盤整備

第8期計画に引き続き、地域や在宅で医療・介護が受けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護離職ゼロなどの国の方針を踏まえつつサービス基盤の整備を進める必要がありますが、高齢者人口がピークに達する令和27（2045）年を過ぎ減少に転じる見込みであることや深刻な介護人材不足なども考慮する必要があります。このような状況を踏まえ、認知症高齢者グループホームや特定施設入居者生活介護などの整備を緩やかに継続することや、既存の介護資源を活用することなど、主なサービス基盤について次のとおり整備計画を定めました。

■特別養護老人ホーム（地域密着型）の整備年度および整備圏域

【新 設】

令和8年度 （中央区）鳥屋野・上山圏域 : 1か所29人

■特別養護老人ホーム（広域型）の整備年度および整備圏域

【転 換】

令和6年度～令和8年度 市内一円
併設ショートステイからの転換 : 計160人

■介護医療院の整備年度および整備地域

【転 換】

令和6年度～令和8年度 市内一円
既存介護老人保健施設からの転換 : 計450人

■認知症高齢者グループホームの整備年度および整備地域

【新 設】

令和6年度 （東 区）石山・東石山圏域 : 1か所18人
（西 区）小針・小新圏域 : 1か所18人
令和7年度 （中央区）山潟圏域 : 1か所18人
令和8年度 （西 区）五十嵐圏域 : 1か所18人

【増 設】

令和6年度～令和8年度 市内一円
既存事業所における増設 : 計18人

■特定施設入居者生活介護の整備年度および整備地域

【新 設】

介護付有料老人ホームの整備
令和7年度 （中央区）宮浦・東新潟圏域 : 1か所29人
令和8年度 （西 区）五十嵐圏域 : 1か所29人

既存施設における特定施設入居者生活介護の提供
令和6年度～令和8年度 : 計100人

■小規模多機能型居宅介護の整備年度および整備地域

【新設】

令和6年度～令和8年度 未整備圏域 : 計2か所58人

■看護小規模多機能型居宅介護の整備年度および整備地域

【新設】

令和6年度～令和8年度 未整備圏域 : 計3か所87人

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備年度および整備地域

【新設】

令和6年度～令和8年度 市内一円 : 各年度1か所程度

表 介護保険施設などの整備計画

	第8期計画期間					R5末	第9期計画期間				R8末	
	R3	R4	R5	期間計	R6		R7	R8	期間計			
特別養護老人ホーム	箇所数		1	1	2	89			1	1	90	
	定員数	43	99	76	218	5,606	189		189	5,795		
	広域型	転換	箇所数				52				52	
			定員数	43	70	47	160	160		160	4,752	
地域密着型	新設	箇所数		1	1	2	37			1	1	38
		定員数		29	29	58	1,014			29	29	1,043
介護老人保健施設	転換	箇所数		-1	-1	-2	37					37
		定員数		-29	-155	-184	3,821	-450		-450	3,371	
	増床	定員数		5	4	9						
介護療養型医療施設	転換	箇所数	-2			-2	0					
		定員数	-179			-179	0					
介護医療院	転換	箇所数	1	1	2	4	7					7
		定員数	152	29	264	445	706	490		490	1,196	
グループホーム	新設	箇所数	2	3	3	8	79	2	1	1	4	83
		定員数	36	54	54	144	1,233	36	18	18	72	1,323
	増設	定員数						18		18		
特定施設 (有料老人ホームなど)		箇所数		1	2	3	21		1	1	2	23
		定員数		50	100	150	1,009	138		138	1,147	
	介護専用型 (地域密着型含む)	箇所数					1		1	1	2	3
		定員数					29		29	29	58	87
	混合型	箇所数		1	2	3	20					20
		定員数		50	100	150	980	-20			-20	1,060
既存施設からの提供	指定	定員数					100		100			
小規模多機能型居宅介護事業所	箇所数		1		1	63	2		2	65		
	定員数		29		29	1,788	58		58	1,846		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	箇所数	1	2	1	4	17	3		3	20		
	定員数	29	58	29	116	478	87		87	565		
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所	箇所数	1	1	1	3	7	3		3	10		

- ※ 数値は着工ベース。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設のR8末箇所数は、転換分・既存施設指定分の増減分を含んでいない。
- ※ 特別養護老人ホームの広域型、グループホーム及び特定施設のR5末の定員数には、転換分・増設分を含む。
- ※ 特別養護老人ホームの地域密着型及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の第8期計画期間は、未着工分を含む。
- ※ 特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の第8期計画期間は、整備計画外の既存施設の減床分・廃止分および既存事業所の転換分・廃止分を含んでいない。
- ※ 介護医療院の第9期計画期間は、医療療養病床からの転換分を含む。

14. 介護サービス量の見込み

計画期間における年度ごとの要支援・要介護認定者数を基本とし、今後の整備計画や各サービス別の利用率、その伸び率の直近実績を踏まえ、第9期計画期間における介護サービスの量を推計しました。要支援・要介護認定者数の増加に伴い、多くの介護サービスにおいて、利用者数、利用回数・日数の増加が見込まれます。

表 一月あたりの介護サービス量の見込み（要介護1～5）

サービス区分		単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅	訪問介護	回数	100,328	103,331	106,937	114,105	119,829	124,798
	訪問入浴介護	回数	1,445	1,453	1,389	1,504	1,572	1,618
	訪問看護	回数	17,230	18,125	18,896	20,202	21,151	21,695
	訪問リハビリテーション	回数	6,121	6,465	7,195	7,917	8,269	8,538
	居宅療養管理指導	人数	2,895	3,169	3,598	3,976	4,077	4,171
	通所介護	回数	87,463	83,693	81,740	81,113	80,208	80,905
	通所リハビリテーション	回数	15,424	14,686	14,539	14,568	14,733	15,225
	短期入所生活介護	日数	71,237	69,012	68,455	69,246	69,611	71,248
	短期入所療養介護	日数	1,102	910	888	917	905	882
	福祉用具貸与	人数	11,193	11,337	11,523	11,937	12,262	12,698
	特定福祉用具購入費	人数	174	165	158	154	155	151
	住宅改修費	人数	145	133	126	125	127	129
	特定施設入居者生活介護	人数	627	680	693	787	830	880
	居宅介護支援	人数	16,930	16,984	16,957	17,246	17,422	17,762
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	97	116	153	164	165	176
	夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	回数	2,146	1,945	1,700	1,625	1,552	1,568
	小規模多機能型居宅介護	人数	1,371	1,375	1,371	1,394	1,405	1,431
	認知症対応型共同生活介護	人数	1,046	1,055	1,090	1,185	1,227	1,270
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	29	28	29	29	29	58
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	942	938	946	974	974	974
	看護小規模多機能型居宅介護	人数	238	273	301	330	339	346
	地域密着型通所介護	回数	19,136	19,274	19,232	19,521	19,522	19,841
施設	介護老人福祉施設	人数	4,160	4,241	4,288	4,335	4,390	4,437
	介護老人保健施設	人数	3,474	3,455	3,400	3,270	3,096	3,010
	介護医療院	人数	300	411	492	665	846	937
	介護療養型医療施設	人数	105	2	3	-	-	-

※ R3・R4 は実績値。R5 は見込値。

表 一月あたりの介護サービス量の見込み（要支援1・2）

サービス区分		単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
介護予防	介護予防訪問入浴介護	回数	23	10	15	0	0	0	
	介護予防訪問看護	回数	5,065	5,035	5,137	4,980	5,006	4,904	
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,996	2,031	2,391	2,634	2,787	2,899	
	介護予防居宅療養管理指導	人数	299	300	346	373	375	378	
	介護予防通所リハビリテーション	人数	1,384	1,394	1,486	1,518	1,558	1,552	
	介護予防短期入所生活介護	日数	1,358	1,175	1,114	1,005	1,012	1,012	
	介護予防短期入所療養介護	日数	18	12	9	0	0	0	
	介護予防福祉用具貸与	人数	5,159	5,200	5,366	5,315	5,302	5,307	
	特定介護予防福祉用具購入費	人数	99	96	90	81	81	82	
	介護予防住宅改修	人数	117	115	136	143	143	145	
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数	72	69	62	70	73	77	
	介護予防支援	人数	6,306	6,352	6,533	6,440	6,423	6,409	
	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回数	11	0	0	0	0	0
		介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	150	172	169	157	157	158
介護予防認知症対応型共同生活介護		人数	7	5	5	5	5	5	

※ R3・R4 は実績値。R5 は見込値。

15. 介護保険事業費と第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険事業に要する費用の見込み

介護サービスや地域支援事業における利用量、介護報酬の改定などを踏まえて算定した第9期計画期間における事業費の見込みは次のとおりです。

事業費は、今後も年20億円程度の増加が続くものと見込まれ、第9期計画期間の総額は2,593億円であり、第8期計画期間と比べると、約195億円、8%程度の増加となっています。

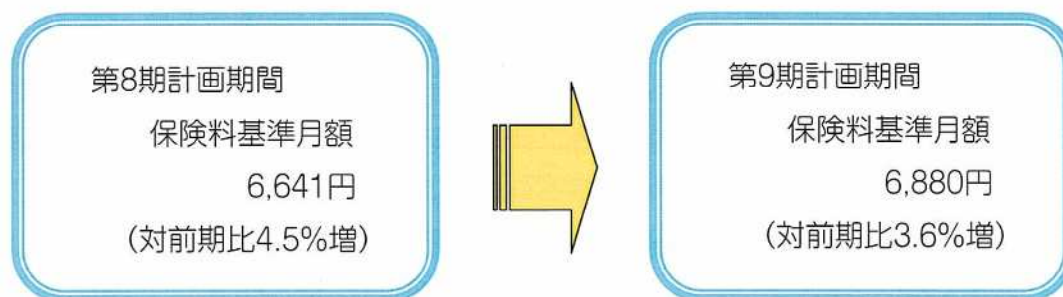
表 介護保険事業に要する費用の見込み

	第8期計画期間				第9期計画期間			
	R3	R4	R5	計	R6	R7	R8	計
保険給付費	75,678,788	75,544,848	77,173,320	228,396,956	80,817,435	82,120,899	83,632,487	246,570,821
居宅サービス費	31,225,621	30,974,924	31,436,594	93,637,139	32,742,461	33,327,813	34,146,054	100,216,328
地域密着型サービス費	13,128,161	13,359,408	13,760,086	40,247,655	14,564,355	14,799,294	15,153,829	44,517,478
施設サービス費	26,531,230	26,922,910	27,681,557	81,135,697	28,553,130	28,995,122	29,268,674	86,816,926
高額介護サービス費等	4,793,776	4,267,606	4,295,083	13,376,465	4,957,489	4,998,670	5,063,930	15,020,089
地域支援事業費	3,752,257	3,745,600	3,951,476	11,449,333	4,101,933	4,247,849	4,373,610	12,723,392
介護予防・日常生活支援 総合事業費	2,363,304	2,311,033	2,408,911	7,083,248	2,552,173	2,668,922	2,771,049	7,992,144
包括的支援事業費 ・任意事業費	1,388,953	1,434,567	1,542,565	4,366,085	1,549,760	1,578,927	1,602,561	4,731,248
介護保険事業費合計	79,431,045	79,290,448	81,124,796	239,846,289	84,919,368	86,368,748	88,006,097	259,294,213

※ R3・R4 は実績値。R5 は見込値。

(2) 第1号被保険者の保険料

第9期計画期間における介護保険事業に要する費用の見込みを基に、本市の第1号被保険者の介護保険料を算定した結果、基準月額で6,880円となり、第8期計画期間における基準月額と比較して239円、伸び率にして約3.6%増となります。



高齢化の進展や介護サービス利用者の増加および介護報酬改定の影響などにより、今後も保険給付費の増加が見込まれますが、介護給付費準備基金の活用などにより、保険料基準額の上昇率は低くなっています。

第8期計画期間において保険料段階を15段階まで細分化しており、低所得者層に対する負担の低減及び所得に対する負担の公平性が確保されていることから、第9期計画期間の段階は変更しません。

低所得者への配慮として、高齢化の進展に伴う保険給付費の増加により、保険料の上昇が避けられない中で、低所得者に対しては、引き続き公費投入による保険料軽減を行います。

また、市が独自に実施している低所得者への保険料の減免については、被保険者の実情に即した減免を引き続き実施していきます。

表 第9期計画期間における段階ごとの保険料額

段階	対象者要件	保険料額		
		保険料率	年額	月額
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者	0.20	16,500円	1,375円
第2段階	世帯全員が 市民税非課税 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方			
第3段階	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.40	33,000円	2,750円
第4段階	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が120万円を超える方	0.65	53,700円	4,475円
第5段階	世帯員に市民税 課税者がいるが、 本人は市民税非課税	0.90	74,300円	6,192円
第6段階	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	1.00	82,500円	6,880円
第7段階	前年の合計所得金額(※)が90万円未満の方	1.10	90,800円	7,567円
第8段階	前年の合計所得金額(※)が90万円以上120万円未満の方	1.20	99,000円	8,250円
第9段階	前年の合計所得金額(※)が120万円以上210万円未満の方	1.30	107,300円	8,942円
第10段階	前年の合計所得金額(※)が210万円以上320万円未満の方	1.50	123,800円	10,317円
第11段階	前年の合計所得金額(※)が320万円以上420万円未満の方	1.70	140,300円	11,692円
第12段階	前年の合計所得金額(※)が420万円以上520万円未満の方	1.90	156,800円	13,067円
第13段階	前年の合計所得金額(※)が520万円以上620万円未満の方	2.00	165,000円	13,750円
第14段階	前年の合計所得金額(※)が620万円以上720万円未満の方	2.10	173,300円	14,442円
第15段階	前年の合計所得金額(※)が720万円以上1,000万円未満の方	2.20	181,500円	15,125円
	前年の合計所得金額(※)が1,000万円以上の方	2.40	198,000円	16,500円

※ 合計所得金額＝「地方税法上の合計所得金額」－「土地建物の譲渡所得特別控除額」－「公的年金等に係る雑所得(第1～5段階の市民税非課税者のみ)」

○ 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合はその控除前)の所得金額ですが、第1号被保険者の段階判定に用いる所得金額は上記※の額となります。



やさしさつなぎ
広がる笑顔
新潟市

新潟市地域包括ケア計画

[新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

令和6年3月 発行

発行：新潟市

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

編集：新潟市福祉部

高齢者支援課 TEL：025-226-1295／FAX：025-222-5531
E-mail:koreisha@city.niigata.lg.jp

地域包括ケア推進課 TEL：025-226-1281／FAX：025-222-5531
E-mail:hokatsucare@city.niigata.lg.jp

介護保険課 TEL：025-226-1269／FAX：025-224-5531
E-mail:kaigo@city.niigata.lg.jp